

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者
27年-15 (27. 6. 4)	地域振興	<p>憲法第9条を反故にする「集団的自衛権行使容認」の閣議決定の撤回を求め「安全保障関連法案」に反対する意見書の提出について</p> <p>▶陳情の理由</p> <p>第1 本閣議決定の違憲性</p> <p>安倍内閣は、2014年7月1日、集団的自衛権の行使等を容認する閣議決定「国の存立を全うし、国民を守るために切れ目のない安全保障法制の整備について」（以下、「本閣議決定」という。）を行った。</p> <p>集団的自衛権の行使容認は、わが国と密接な関係にある国が攻撃を受けたときに、わが国が武力攻撃をされていないにもかかわらず、他国に対する攻撃を自国に対するものとみなして、実力をもって侵害を阻止すること、すなわち、他国のために戦争をすることを意味し、戦争をしない平和国家としての日本の在り方を根本から変えるものである。</p> <p>1 恒久平和主義の基本原理に反すること</p> <p>本閣議決定が容認しようとする集団的自衛権の行使は、憲法第9条の許容するところではなく、そのことはこれまでの政府の憲法解釈においても長年にわたって繰り返し確認されてきたことである。本閣議決定は「我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある」等の文言で集団的自衛権の行使を限定するものとされているが、これらの文言は極めて幅の広い不確定概念であり、時の政府の判断によって恣意的な解釈がされる危険性が極めて大きい。</p> <p>日本が過去の侵略戦争への反省の下に徹底した恒久平和主義を堅持することは、日本の侵略により悲惨な体験を受けたアジア諸国の人々との信頼関係を構築し、武力によらず紛争を解決し、平和な社会を創り上げる礎になるものである。</p> <p>日本が集団的自衛権行使すると、日本が他国間の戦争において中立国から、日本国憲法の禁止する交戦権の行使をする交戦国になるとともに、日本国内全ての自衛隊の基地や施設が軍</p>	足羽佑太 (倉吉市)

事目標となり、軍事目標に対する攻撃に伴う民間への被害も生じる。このように、本閣議決定等は、憲法前文の平和的生存権の保障及び第9条の恒久平和主義の基本原理に違反するものである。

2 立憲主義の基本理念に反すること

近代立憲主義は、憲法によって個人の自由・権利を確保するために国家権力を制限することを目的とする、日本国憲法の基本理念である。この内容として重要なのが、国家権力の中でも暴走して個人の自由や権利を侵害する危険性の大きい実力組織（軍）の抑制である。日本国憲法は、憲法前文及び第9条によって実力組織が暴走しないための明確な歯止めを設けた。政府も、集団的自衛権の行使や海外における武力の行使は、国際法上保持はするが、憲法上許されないとの解釈を長年一貫して積み上げてきた。

このような憲法規範の内容を、憲法改正の手続もとらずに、一内閣の憲法解釈の変更や法律の制定・改正によって改変し、侵害することは、憲法を遵守すべき立場にある国務大臣や国会議員によってなしうることではない。しかも、その立法をしようとしている議会は、一票の格差に関して「違憲状態」ないし「違憲」なのであって、そのような不完全な議会によって、国の今後を左右するような、しかも国民の間でコンセンサスが形成されていない「集団的自衛権」の行使容認を行うことは、許されない。それは、国民の自由・生命・平和を、権力に縛りをかける憲法によって守ろうとする立憲主義に、真っ向から違反するものである。

3 国民主権の基本原理に反すること

日本国憲法改正は、第96条で、各議員の総議員の3分の2以上の賛成で国会が発議し、国民投票でその過半数の賛成を必要とすることを規定した。ここに、憲法制定・改正に関する国民主権の内容が定められているのである。したがって、本来憲法の改正をしなければできないことを、閣議決定や法律の制定・改正によって行おうとすることは、憲法第96条に違背し、国民主権を侵害するものとしても許されない。

第2 集団的自衛権行使容認について

1 集団的自衛権行使が憲法違反であることについて

本閣議決定は、「①我が国に対する武力攻撃が発生した場合のみならず、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合において、②これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他の適当な手段がないときに、③必要最小限度の実力を行使することは、従来の政府見解の基本的な論理に基づく自衛のための措置として、憲法上許容されると考えるべきである」とした。

この集団的自衛権の行使容認は、日本が武力攻撃をされていないにもかかわらず、他国のために戦争をすることを意味し、戦争をしない平和国家としての日本の國の在り方を根本から変えるものである。憲法第9条第1項は、「國權の發動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、國際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。」と規定する。他国Aから、別の他国Bに対する武力攻撃が発生するという事態は、國際紛争に該当し、そこで日本が武力行使をすることは、憲法第9条第1項に違反する。

仮に自衛隊が「我が国に対する武力攻撃が発生した場合」ではない場合に実力を行使する存在になると、その実力は憲法第9条第2項が保持を禁じている「戦力」であることを否定できない。また、自衛隊が國際法上集団的自衛権の行使となる実力行使をすると、それは憲法第9条第2項が否認している「交戦権」の行使となる。

憲法前文は、「日本国民は、「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し」「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した」としている。集団的自衛権の行使容認は、この決意に反するものである。

集団的自衛権の行使は、憲法第9条の許容するところではなく、そのことはこれまでの政府の憲法解釈においても長年にわたって繰り返し確認されてきたことである。本閣議決定は、従来の政府の解釈を変更するものであり、従来の政府解釈との論理的整合性もない。8月革命ならぬ、2014年7月革命でも起きたと説明するのか。そうでもしなければ説明できないほど、この解釈変更は違憲であるといわざるをえない。

政府は、従来、集団的自衛権に関して、これを「自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていながらもかかわらず、実力をもって阻止する権利」と定義し、「我が国が、国際法上、このような集団的自衛権を有していることは、主権国家である以上、当然であるが、憲法第9条の下において許容されている自衛権の行使は、我が国を防衛するため必要最小限度の範囲にとどまるべきものである」と解しておる、集団的自衛権を行使することは、その範囲を超えるものであって、憲法上許されないと考えている」（1981年5月29日政府答弁書）との解釈を一貫して貫いてきた。岸信介首相、中曾根康弘首相、鈴木善幸首相ら歴代の首相も、集団的自衛権の行使は憲法上許されないと明言してきたのである。本閣議決定は、従来の政府解釈を変更するものであることは明らかである。

また、政府は、これまで「自衛権の発動」の3要件として、①我が国に対する急迫不正の侵害があること、すなわち武力攻撃が発生したこと、②これを排除するために他の適当な手段がないこと、③必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと、を示してきた（1954年4月6日衆議院内閣委員会内閣法制局長官答弁、1973年9月23日参議院本会議内閣総理大臣答弁等）。本閣議決定における新3要件は、従来の自衛権発動の3要件のうち、①を変更したことは明らかである。

さらに、重要なことは、新3要件を満たすとされる「自衛の措置」には、国連の集団安全保障措置（軍事的措置）への参加も排除されていないことである。これは、従来の政府の憲法解釈でも許されないものとして、明らかに否定されてきたところである（1994年6月8日衆議院予算委員会内閣法制局長官答弁等）。ところが、この点は、2014年7月14日に衆議院、同月15日に参議院の各予算委員会において行われた本閣議決定に関する国会集中審議（以下「国会集中審議」という。）での首相答弁等においても、新3要件が満たされる場合には集団安全保障への参加に制約はないことが明言されている。

我が国は、「自衛の措置」の名の下に、国連安保理決議により武力行使を行う多国籍軍と一緒に、相手国に対する武力の行使、すなわち戦闘を行うことになる。

2 新3要件の無限定性と危険性について

政府は、本閣議決定の「我が国の存立が脅かされ、国民の生

命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある」等の文言で集団的自衛権の行使を限定するものと説明しているが、これらの文言は極めて幅の広い不確定概念であり、限定性に欠けるものであって、時の政府の判断によって恣意的な解釈がされる危険性が極めて大きい。

政府は、この要件について、本閣議決定原案の国民の権利が根底から覆される「おそれ」から「明白な危険」へと、与党協議の過程で改められた経緯を含め、武力の行使をごく限られた場合に限定したと謳い、国会集中審議で安倍首相は、これによつて認められる集団的自衛権の行使は、世界各国で認められる国際法上の集団的自衛権とは異なるものであることを強調している。

また、国会集中審議では、この要件の趣旨として、他国への武力攻撃が発生し、「国民に、我が国が武力攻撃を受けた場合と同様な深刻、重大な被害が及ぶことが明らかな状況」という説明がなされ（内閣法制局長官等の答弁）、また、「現実に発生した事態の個別・具体的な状況に即して、主に、攻撃国の意思・能力、事態の発生場所、その規模・様様・推移などの要素を総合的に考えて、我が国に戦禍が及ぶ蓋然性、国民が蒙ることとなる犠牲の深刻性、重大性などから、『新3要件』を満たすか否か客観的、合理的に判断します」（内閣官房一問一答21、国会集中審議の答弁も同様）と、判断要素が挙げられている。

しかし、本閣議決定の「我が国の存立が脅かされ」、「国民の権利が根底から覆される」、「明白な危険」があるかどうかは、抽象的な不確定概念であり、主観的な判断を許すものであって、極めて客観性に乏しい。

実際、国会集中審議等で明らかにされた、本閣議決定における集団的自衛権の行使事例は、極めて幅広いものである。

例えばホルムズ海峡に撒かれた機雷の除去について、安倍首相は国会集中審議において、同海峡は我が国が輸入する原油の8割が通過しており、同海峡を経由した石油供給が回復しなければ、我が国の国民生活に死活的な影響が生じ、我が国の存立が脅かされる事態が生じうるなどと述べ、内閣官房一問一答（問24・25・27）もその機雷除去の重要性を強調している。このように、「地球の裏側」で生じた武力攻撃による経済的影響であつても、「我が国の存立が脅かされる」として、自衛隊が出向い

て、国際法上武力の行使とされ、相手国から攻撃の対象とされる機雷除去作業を行うというのである。

これまでの政府の憲法第9条の解釈においては、海外での武力の行使は行わないとの原則の下、自衛隊による実力の行使は、我が国を防衛するための受動的なものであり、原則として我が国の領土・領海・領空とその周辺の公海・公空に限られるとされてきた。

ところが、他国に対する武力攻撃に対する集団的自衛権の行使にあっては、最初から、日本が武力を行使する場所は日本の領域外である。

このように、本閣議決定は、海外における武力行使の禁止という憲法第9条の核心的内容を否定するものである。安倍首相は、従来からの「海外派兵は一般に許されない」という原則は変わらないと国会集中審議等で強調するが、上記のとおり、本閣議決定は、海外派兵が十分ありうることを示している。

また、国会集中審議における首相答弁によると、我が国の平和と安全を維持する上で日米同盟の存在、米軍の存在は死活的に重要だとして、集団的自衛権行使の対象になる。そうすると、米国自身が武力攻撃を受けた場合はもちろん、世界中に展開している米軍が武力攻撃の対象になった場合にも、日本は集団的自衛権行使すべきことになる。その場合、米国からの支援要請を断ることが、時の政府にできるのかという困難な問題に直面する。

さらに、国会集中審議の中で安倍首相は、米国以外の国については相当制限されると答弁しているが、従前からの政府の説明ではフィリピン、オーストラリア、インド等も挙げられており、「密接」か否かの区別の基準は全く不明である。この点、政府想定問答（問14）でも、「個別具体的な状況に即して総合的に判断」とされているのみである。その国に対する武力攻撃が「我が国の存立を脅かす」等と判断される、ありとあらゆる国が「密接な関係」ありとされる可能性がある。

本閣議決定による集団的自衛権に基づく武力の行使のための自衛隊の出動についての国会承認は、現行の防衛出動に関する手続と同様に、「原則として事前に」とされ、事後承認もうるとされている。包括的な事前承認という手法がとられる危険性もある。

客観的かつ明瞭な判断基準がない今までの、時の政府の判断ないし決断というのは、極めて危うい。いったん武力の行使がなされれば、武力の応酬、戦争へと突入することになる。事前に国会のチェックすら働かない事後承認の場合の危険性は、なおさらである。

第3 閣議決定に基づく国内法整備等の問題について

本閣議決定に基づき提出された、防衛省設置法、国家安全保障会議設置法、自衛隊法のほか、周辺事態法等の法案は、日本国憲法及び、それに反した違法な閣議決定に基づいて行われたものであって、「上位法は下位法に優先する」原則に基づき、違法である。

第4 結論

以上のとおり、本閣議決定は、集団的自衛権の行使を容認し、海外での自衛隊の武器使用と後方支援の権限を拡大するものであり、これらによって、戦争しない平和国家としての日本の国の在り方を根本から変えてしまうものであり、日本国憲法の立憲主義の基本理念並びに憲法第9条の恒久平和主義及び国民主権の基本原理に違反し違憲であるので、これらに反対する旨の意見書を提出願いたい。

►陳情の要旨

以下の各項について、国に対して意見書を提出することを求める。

- 1 2014年7月1日に内閣が行った「国の存立を全うし、国民を守るために切れ目のない安全保障法制の整備について」と題する閣議決定は、集団的自衛権の行使を容認し、海外での自衛隊の武器使用と後方支援の権限を拡大するものであり、日本国憲法の立憲主義理念及び憲法第9条等の定める平和主義、国民主権の基本原理に違反し違憲であるので、これに強く反対し、その撤回を求める。
- 2 上記閣議決定の後「安全保障関連法案」が国会審議をなされて、法案提出がなされているが、これも上記と同様に、日本国憲法に違反するものであり、施行しないこと。